○東北地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号及び四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
青森県上北郡おいらせ町苗振谷地八番三から同郡七戸町字後平一六七番一まで	前 A	一〇・八〇～九五・七〇 三九・〇一四 メートル キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B・C	一三・四〇～二〇六・九二 一五・六七〇	
	A	一〇・八〇～九五・七〇 三九・〇一四	
	B・C・D	一二・六六～二〇六・九二 二三・八九〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　古河市水海字内城三九九〇番四から茨城県猿島郡境町大字塚崎字深谷五二六一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二日

○中部地方整備局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百五十三号　豊田市中金町柳沢八五一番八から同市中金町前田七六七番四まで　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二日

○中部地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十五号及び四百十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
知立市西町亀池二一番二から同市西町亀池四三番一まで	前	二六・一八～三〇・〇〇 メートル キロメートル	
	後	二九・六〇～三〇・〇〇 〇・〇〇六	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百五十五号　知立市西町亀池二一番二から同市西町亀池四三番二四まで　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

百五十五号及び四百十九号　知立市西町亀池四三番二四から同市西町西七三番まで　〃

供用開始の期日　平成二十七年二月二日

○四国地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字丸松二一六六番一から同町佐賀字記念地二二四〇番一まで	前 A	九・五〇～七二・五〇 メートル キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	九・五〇～七二・五〇 七・六一四	
	B・C	三二・七〇～二八三・四〇 七・六一四五	
高知県幡多郡黒潮町佐賀記念地二二四〇番一から同町佐賀字川原田一五九九番一まで	前	一二・〇〇～一九・三〇 〇〇・一四一	
	後	一三・四〇～三六・三〇 〇〇・一四一	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所